



2023.6.30.

ワイン醸造実務ニュース（Oe-4/2023）

消除予定添加物名簿の作成に係る既存添加物の販売等調査について

厚生労働省のホームページで消除予定既存添加物名簿の作成にかかわる販売等調査実施について周知依頼が掲載されております（下記厚労省 H/P 参照）。厚労省では使用実態のない既存添加物について定期的に調査し順次削減していくことにしています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188410.html>

今回調査する消除対象既存添加物は 78 品目（下記 URL）で、ワインに関連するものでは「60 カラギナン」「144 酸素」「193 タンニン抽出物」「195 窒素」「262 ブドウ果皮抽出物」などが候補に挙がっています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001107548.pdf>

削除対象名簿から除外してもらうための申し出は上記の厚労省 H/P から各会員で行って下さい。なお、日本ワイナリー協会会員の場合は、その写しを日本ワイナリー協会事務局にも送付して下さい。

対象となっている既存添加物は海外では一般的にワインに使用されているものもありますのでご注意ください。上記の厚労省 H/P には、これらの英語版も掲載されています。

<参考>

既存添加物について

1995 年の食品衛生法改定までは、食品添加物は「化学的合成品たる添加物」と「天然添加物」に分けて纏められていました。前者は安全性や物性、使用基準などが確定されている物質として別表 1 に纏められ、後者は長年使用されてきた背景から「既存添加物」として暫定的に使用が許可されています。

新規に認可する食品添加物は、合成品・天然物に関わらず安全性などの審査を経て別表 1 に掲載されます。この際、既存添加物リストには新たに物質を加えることはせず、定期的に使用実態を調査し使用実態のない既存添加物は削除することが決められています。

なお、既存添加物は当初のリストでは 489 品目が収載されていましたが、現在は 357 品目まで削減が進んでいます。

以 上

文責 （一社）葡萄酒技術研究会 専務理事 村上安生